

I 施肥基準の利用上の注意

- 1 本施肥基準は、本県の主要農作物等の代表的な作型について、標準的な土壌（土壌改良目標値を満たしている土壌）において、目標とする収量・品質を確保するために必要な肥料成分量の目安を示したものである。
- 2 本施肥基準は、施用上の一つの指針として用いるものである。
従って、具体的な施肥設計に当たっては、塩基バランスや可給態リン酸の改善を行い、前作の窒素、リン酸、カリの残存量も考慮して、施肥量を決めることが重要である。
- 3 堆肥の施用に当たっては、堆肥に含まれる有効成分量を適切に評価し、施肥設計に組み入れることで過剰施肥を防止する。
また、農作物の生育にあった土壌環境を整えるため土壌の物理性、化学性、生物性を改良する土づくりを励行する。
- 4 本施肥基準では、適正施肥を進めるための参考として、土壌診断基準と減肥基準を併記した。
- 5 本施肥基準において、「石灰」、「苦土」、「カリ」について表すものは下記のとおりである。
石灰： CaO 、苦土： MgO 、カリ： K_2O